

意匠分類記号	意匠分類の名称
M	A～Lに属さないその他の基礎製品

<b>対応する旧意匠分類</b>			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
D	—	住宅設備用品	
G	—	運輸又は運搬機械	
H	—	電気電子機械器具及び通信機械器具	
J	—	一般機械器具	
L	—	土木建築用品	
M	全	A～Lグループに属さないその他の基礎製品	
<b>参考分類・参考物品</b>			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
<b>再掲載指示</b>			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
<b>この分類に含まれる物品</b>			
<b>定義</b>			
<p>A～Lのいずれのグループにも属さず、各種用途に使用する基礎的な物品を分類する。</p> <p>グループの概要</p> <p>M0 M1～M3に属さないその他の基礎製品(固形燃料、型钢、棒鋼等)</p> <p>M1 織物、板、紐、紙地、金網、鎖等</p> <p>M2 配管用管、ホース、下水用会所弁、管継手、バルブ等</p> <p>M3 ねじ、くぎ、開閉金物、取手、錠等</p>			
<b>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</b>			
<b>分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)</b>			
<p>Mグループには、加工のための材料となるものが多く存在する。</p> <p>用途が特定されており、形状に(用途にあわせた)特徴があり、用途あるいは機能の面で該当する分類がA～Lに存在するならば、その分類(部品及び付属品となることが多い)を付与する。</p>			
<b>過去に分類した物品の名称</b>			